

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備 又は管理に関する事項

第1節 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方

歴史まちづくり法では、重点区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等として歴史的風致維持向上施設を位置づけており、これら歴史的風致の維持又は向上するために必要な事業や維持管理等を、本計画の歴史的風致維持向上施設に記載しなければならないとされている。

これらの中には、歴史的風致維持向上施設そのものに関するハード事業や維持管理に加え、歴史的風致維持向上施設などにおける歴史的風致の維持及び向上に関わる活動など（ソフト事業）も設定することができる。津和野町においては、歴史文化に関わる調査や学習、啓発、人材育成、民俗芸能などの団体の支援などがあげられ、これらソフト事業は、直接、間接を問わず、歴史的風致の維持及び向上の人的な支えとして寄与することになる。

また、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理においては、庁内の連携を密にしながら、施設管理者（町以外の場合）や地域住民の理解と協力のもとに、歴史的風致の維持及び向上に資する適切な整備や維持管理を図るものとする。

こうした歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業については、前述の歴史的風致の維持及び向上に関する課題や方針を踏まえ、下記の基本的な考え方に基づいて、事業を設定し、推進することとする。

■歴史的建造物の保存及び修理等の実施

所有者等による歴史的建造物の点検や保存施設（説明板等）の整備、防災対策などを進めるとともに、保存修理などに取り組む。

<主に関係する「歴史的風致の維持及び向上の方針」>

○「2 歴史的建造物の保存・活用」

■歴史的な風情を伝える良好な環境の保全・形成

歴史的建造物を含み、民俗芸能などの舞台となる一部の市街地及びそれと一体的な環境・景観を形成する区域において、良好な街並みやそれと調和した生活環境及び景観の保全・形成に取り組む。

<主に関係する「歴史的風致の維持及び向上の方針」>

○「3 歴史文化の息づく街並み・集落の環境の保全・整備」

■回遊性の向上と歴史文化ネットワークの構築

旧城下町を中心とした区域における回遊性を高めるとともに、文化財や文化施設、民俗芸能等のルートなどをつなぐ、津和野町ならではの歴史文化のネットワーク、周遊ルートを構築する。

<主に関係する「歴史的風致の維持及び向上の方針」>

○「4 歴史文化を生かした観光振興等による地域の活性化」

■歴史的風致に関わる調査や活動支援及び啓発

これまでの経験と蓄積を生かしながら、文化財や歴史的風致に関わる調査・研究や民俗芸能等の活動の支援を行うとともに、歴史文化や歴史的風致について学び、体験する機会の確保や情報提供及び普及・啓発に取り組む。

<主に関係する「歴史的風致の維持及び向上の方針」>

○「1 歴史・伝統を反映した活動の継承と活性化」

○「5 住民等の理解と参加・協働による取組展開」

第2節 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業

重点区域における歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業は、以下のとおりである。

表 6-1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業一覧

番号	事業名称	事業手法（活用する事業の名称）	事業期間	基本的な考え方
1	藩校養老館保存修理事業	○社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ○集約促進景観・歴史的風致形成推進事業費補助金	平成 27 年度～30 年度	歴史的建造物の保存及び修理等の実施
2	藩校養老館活用事業	○津和野町単独事業	平成 30 年度～31 年度	
3	津和野藩邸跡・公園整備事業	○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） ○文化財保存事業費関係補助金 ○津和野町単独事業	平成 30 年度～34 年度	
4	津和野歴史的風致地区防災対策事業	○社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	平成 29 年度～31 年度	歴史的な風情を伝える良好な環境の保全・形成
5	空き家再生事業	○社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）	平成 25 年度～29 年度	
6	休憩施設等整備事業	○社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	平成 26 年度～29 年度	
7	津和野駅周辺整備事業	○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	平成 28 年度～32 年度	
8	見晴らし広場整備事業	○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	平成 29 年度～31 年度	
9	棚田公園（仮称）整備事業	○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） ○津和野町単独事業	平成 31 年度～34 年度	
10	水路修景・改良事業	○社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	平成 26 年度～31 年度	
11	照明整備事業	○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	平成 29 年度～30 年度	
12	旧城下町等サイン整備事業	○社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	平成 26 年度～27 年度 平成 28 年度～31 年度	回遊性の向上と歴史文化ネットワークの構築
13	伝統行事・民俗芸能支援事業	○文化財保存事業費関係補助金 ○津和野町単独事業	平成 32 年度	歴史的風致に関わる調査や活動支援及び啓発

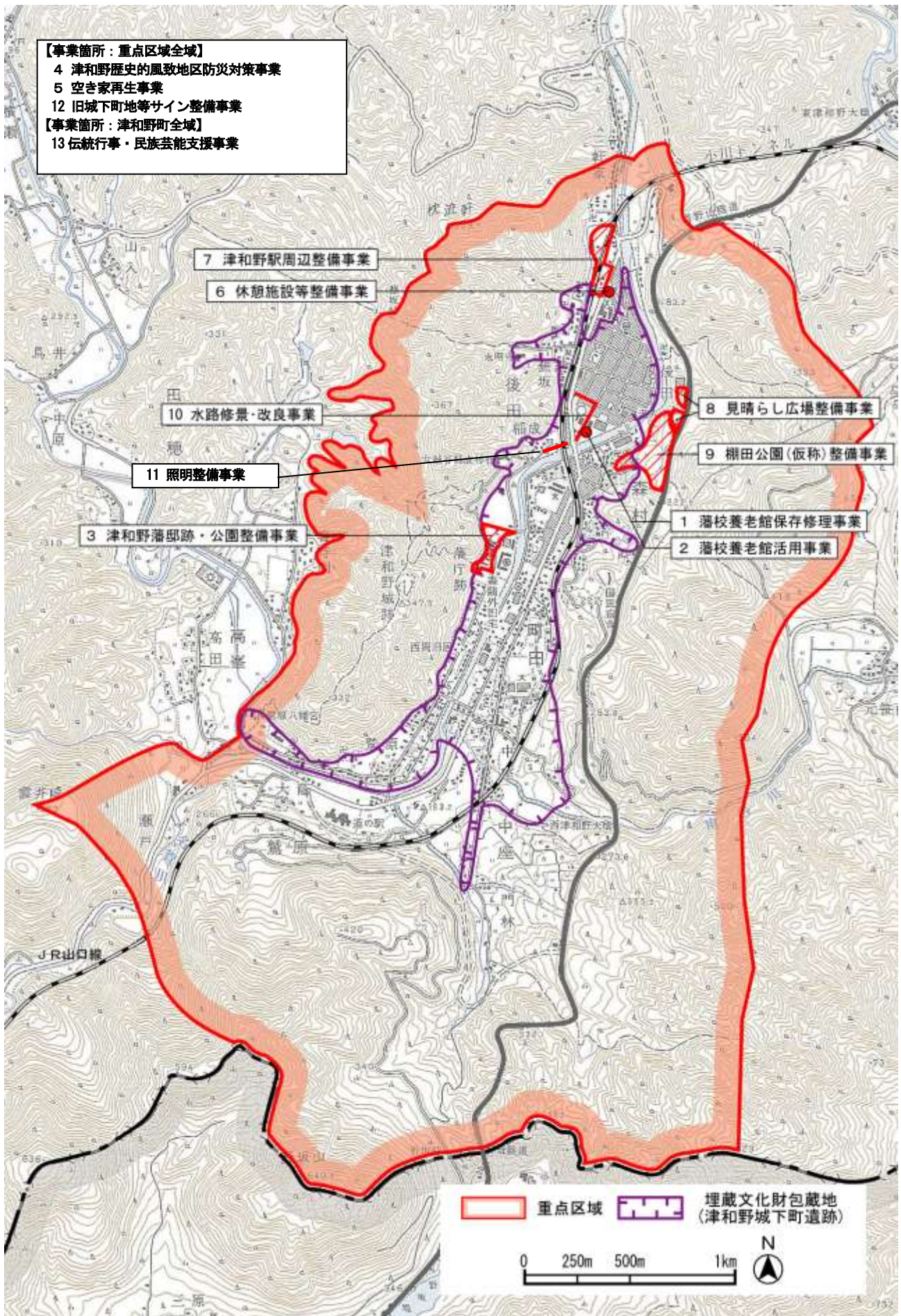


図6-1 事業計画の位置

1 歴史的建造物の保存及び修理等の実施

番号・事業名 1 藩校養老館保存修理事業

■事業主体 津和野町

■活用する事業の名称

○社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）、集約促進景観・歴史的風致形成推進事業費補助金）

■事業期間 平成27年度～30年度

■事業箇所 藩校養老館

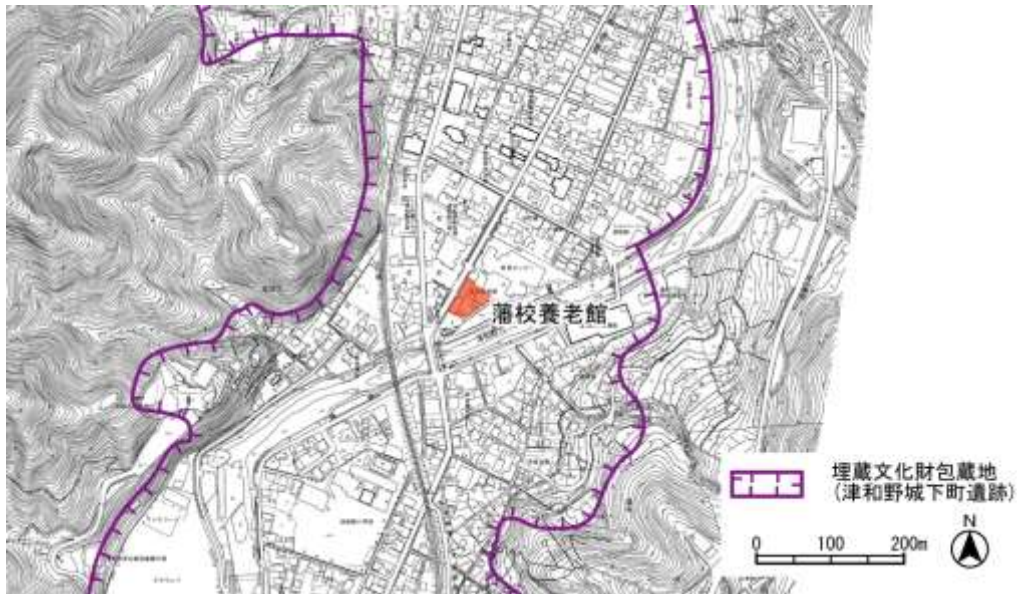


図 6-2 藩校養老館の位置

■事業概要

○藩校養老館の建物は、特に建物中央の門から南半分は、柱等が白アリの被害を受けているとともに、屋根瓦の割れなどがあり、野地板や小屋組の腐食等が進み、倒壊の危険性もある。また、北側についても、南側ほどではないが、一部白アリの被害や雨漏りなどがある。

○このため、南側半分については、全面解体により保存修理及び改変箇所の復元を行う。北側については、調査を実施し、建物の状況を詳細に把握し、老朽・き損箇所等の保存修理及び改変箇所の復元を行う。



藩校養老館と殿町通り

■事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

本事業によって、津和野の近世から近代の歩みの特徴づける建造物と歴史文化の保存・継承とともに、代表的な街並み景観や民俗芸能等の舞台背景の保全が図られることになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

番号・事業名 2 藩校養老館活用事業

■事業主体 津和野町

■活用する事業の名称

津和野町単独事業

※文化財等の公開活用推進地域活性化事業の活用を検討

■事業期間 平成30年度～31年度

■事業箇所 藩校養老館



図 6-3 藩校養老館の位置



藩校養老館

■事業概要

○保存修理等を行った建物及び敷地を活用し、藩校養老館に関わる史料等の展示や説明（ガイドス機能）、津和野学・地域学、生涯学習の場などとしての活用を行う。

■事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

本事業によって、養老館やその歴史に対する関心や理解が高まるとともに、利用者・見学者が増えることにより観光振興・地域活性化も進むことになり、建物や敷地の利活用を通じて歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

番号・事業名 3 津和野藩邸跡・公園整備事業

■事業主体 津和野町

■活用する事業の名称

- 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
- 文化財保存事業費関係補助金
- 津和野町単独事業

■事業期間 平成30年度～34年度

■事業箇所 藩邸跡及び庭園跡等



図 6-4 藩邸跡及び庭園跡等の位置

■事業概要

【文化財保存事業費関係補助金・津和野町単独事業】

○藩邸の御殿（現・津和野高等学校グラウンド）の南側には庭園、さらにその南西には大手門があったことから、発掘調査をし、遺構を確認して、庭園及び大手門の復元を行う。

【社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）・文化財保存事業費関係補助金】

○庭園と大手門の復元を、緑地や便益施設、案内表示板の整備と一体的に行う。

■事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

本事業によって藩邸の庭園や大手門を復元・整備することにより、物見櫓と馬場先櫓が現存し、全国でも希有の遺構を有する津和野城跡山麓部（城跡正面口）の史跡の価値が大いに高まり、全国で唯一の山城山麓の藩邸の文化財的価値の顕彰や歴史的景観の形成が図られるとともに、津和野弥栄神社の鷲舞の舞台・ルートとしての環境の醸成にもつながり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

番号・事業名 4 津和野歴史的風致地区防災対策事業

■事業主体 津和野町

■活用する事業の名称

○社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

■事業期間 平成29～31年度

■事業箇所 重点区域全域



永明寺
(鐘楼、庫裏、本堂：県指定有形文化財)

■事業概要

○歴史的建造物（永明寺、弥栄神社、その他歴史的風致形成建造物の候補など）が数多く立地する旧城下町の区域を中心として、消火栓や防火水槽など地区防災施設の整備を行い、防災性を高める。

■事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

本事業によって、重要文化財建造物等の防災設備の整備や防災体制の強化が図られるとともに、文化財やその防災に関する意識啓発及び定期的・継続的な防災訓練によって、関係者のみならず、住民や訪れた観光客等の文化財や防災に対する意識の高揚に資することになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

2 歴史的な風情を伝える良好な環境の保全・形成

番号・事業名 5 空き家再生事業

■事業主体 津和野町及び建物の所有者

■活用する事業の名称

○社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）

■事業期間 平成25年度～29年度

■事業箇所 重点区域全域



空き家再生の候補建物

■事業概要

○空き家（「空き店舗」を含む。以下同様）の有効活用を促進するため、空き家の再生に関わる修繕を行う。

■事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

本事業によって、空き家の有効活用が図られ、良好な景観の保全・形成につながるとともに、人口流出の抑制や若い世代等の利用による地域の活性化も期待され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

番号・事業名

6 休憩施設等整備事業

■事業主体 津和野町

■活用する事業の名称

○社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

■事業期間 平成26年度～29年度

■事業箇所 旧S L館



図 6-5 旧S L館の位置



旧S L館

■事業概要

○老朽化している旧S L館（現在空き家）の敷地及び建物を買取り、取り壊し・撤去し、跡地には休憩や情報提供（案内）の場などとして利用できる小公園を整備する。

■事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

本事業によって、老朽化し、未利用で景観阻害要素となっている建造物の除去を行うことにより、良好な景観の形成や環境の改善につながるとともに、津和野駅の正面に位置する立地性を生かし、案内板・説明板等による情報提供や案内を行うことで、津和野地区の周遊の拠点ができることになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

番号・事業名 7 津和野駅周辺整備事業

■事業主体 津和野町

■活用する事業の名称

○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

■事業期間 平成28年度～32年度

■事業箇所 津和野駅及びその周辺

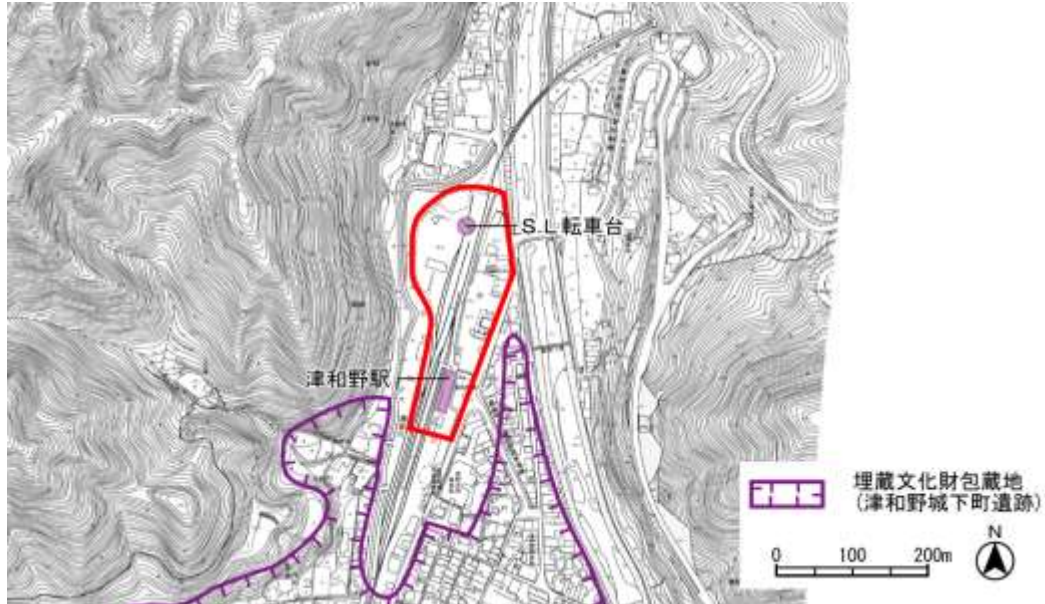


図 6-6 事業箇所（津和野駅及びその周辺）の位置

■事業概要

- 駅舎とトイレの整備を行い、津和野駅前一带の環境・景観と魅力を向上させる。
- 現在、駅の南側にある駐車場については、民俗芸能などを行う広場として整備を行う。
- 奴行列のルートなどにおいては、歩道の整備・修景を行う。

■事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

本事業によって、花まつりのスタート地点である駅前広場や、奴行列のルートである駅前の通りについて、民俗芸能の場や背景としての環境・景観が高まり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。



津和野前広場とその周辺

番号・事業名 8 見晴らし広場整備事業

■事業主体 津和野町

■活用する事業の名称

○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

■事業期間 平成29年度～31年度

■事業箇所 国道9号沿いの敷地の一部

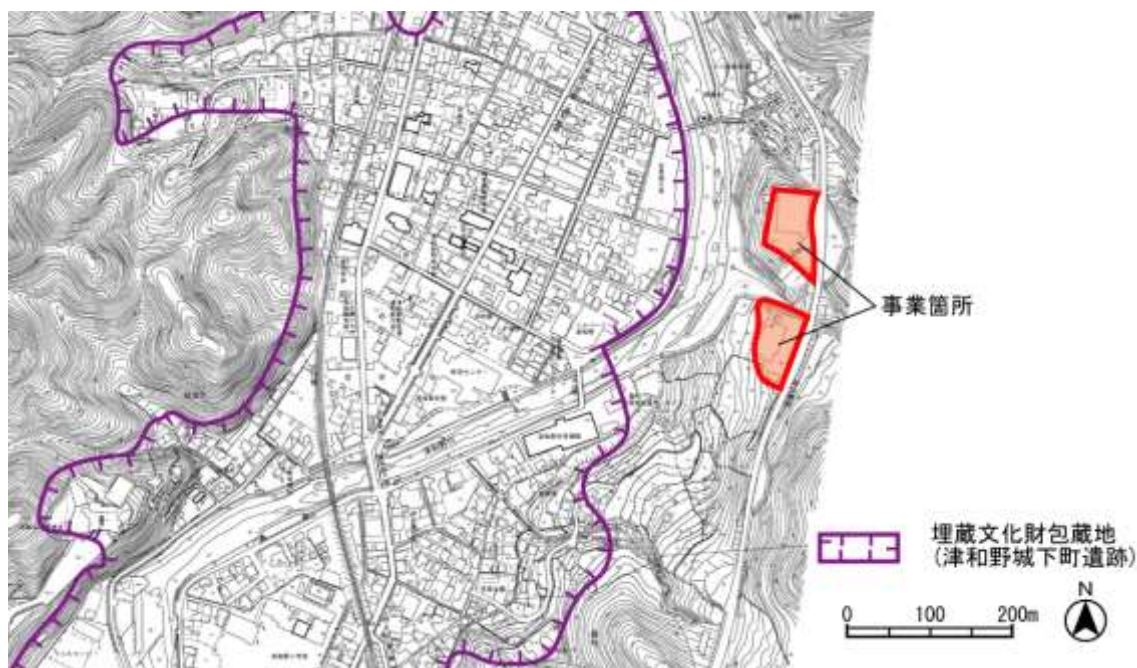


図 6-7 事業箇所の位置

■事業概要

【社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）】

○老朽化し、景観阻害要素となっている建物の解体・除去及び跡地の見晴らし広場としての整備を行う。

○施設整備のための土地、建物の買収を行う。

【社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）】

○展望広場等の周囲の樹林については、適切に伐採等を行い、眺望の確保を図る。

■事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

本事業によって、歴史的街並みを俯瞰・眺望する場所が新たに確保できることになり、「見る」という景観面から、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

番号・事業名

9 棚田公園（仮称）整備事業

■事業主体 津和野町

■活用する事業の名称

○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

○津和野町単独事業

■事業期間 平成31年度～34年度

■事業箇所 橋南、橋北地区の東側斜面地の国道9号より下（西）の一部

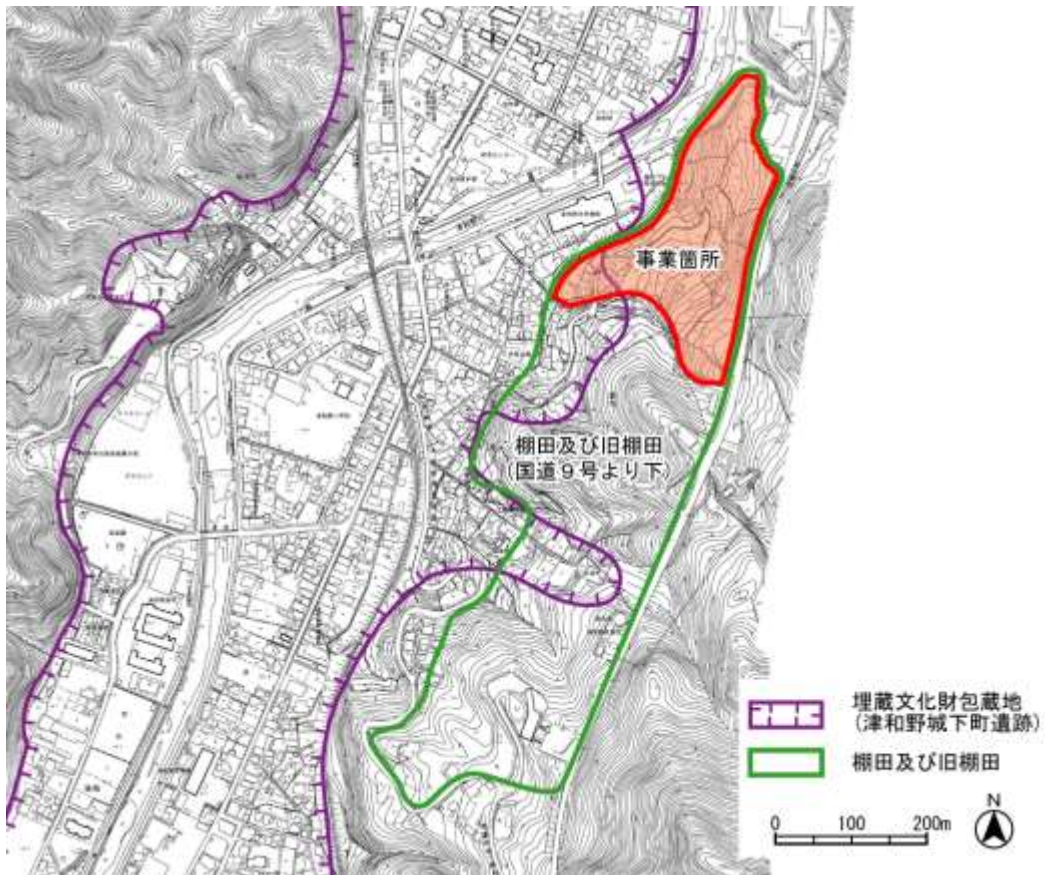


図 6-8 棚田及び旧棚田と事業箇所の位置

■事業概要

【社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）、津和野町単独事業】

○棚田の石垣等の景観を生かしながら、休憩や交流、街並みの眺望の場などとして活用できる公園・広場や休憩施設等（公園、多目的広場）、及び歩行者空間の整備を行う。

○施設整備のための土地、建物の買収を行う。

【津和野町単独事業】

○眺望を阻害する樹木等については、適切に伐採等を行う。

■事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

本事業によって、棚田を構成していた石垣等の保存と風景の再現につながることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

番号・事業名 10 水路修景・改良事業

■事業主体 津和野町

■活用する事業の名称

○社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

■事業期間 平成26年度～31年度

■事業箇所 殿町通り等の花ショウブのある水路

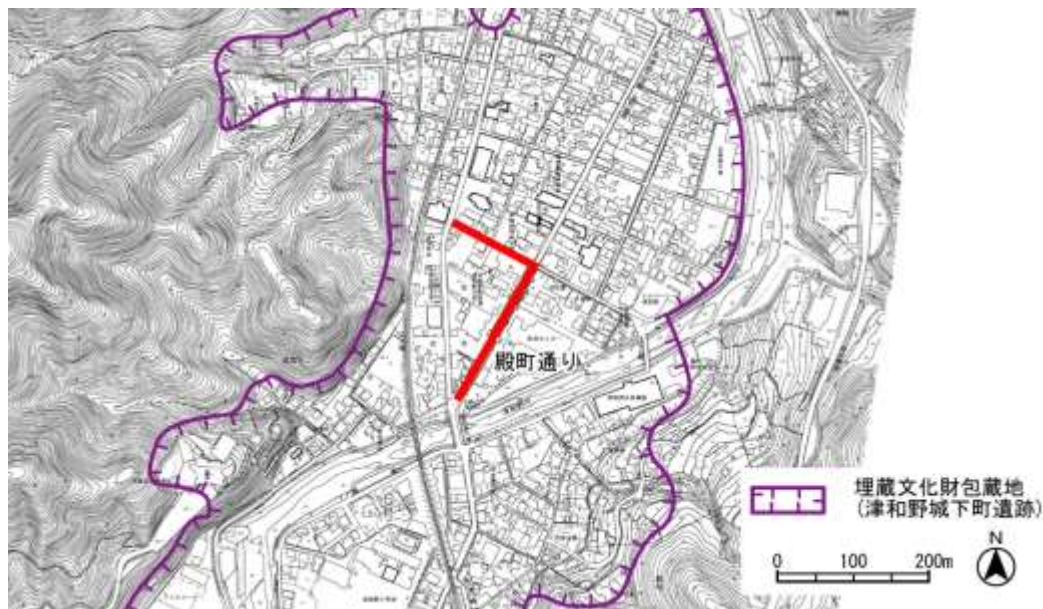


図 6-9 事業箇所（殿町の水路及び花ショウブ）の位置

■事業概要

○殿町通り等の花ショウブのある水路の修景・整備を行う。

○水路の上流部にジェットポンプを設置するなどして、時間的に一定の流れを確保し、良好な水質の確保と鯉の生育環境の向上を図る。



水路と花ショウブ

■事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

本事業によって、津和野弥栄神社の鷺舞や花まつり、奴行列などのルートとなり、津和野町を代表する歴史的な通りである「殿町通り」を彩る水路及び花ショウブの環境と景観が高まり、継承されることになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

番号・事業名 11 照明整備事業

■事業主体 津和野町

■活用する事業の名称

○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

■事業期間 平成29年度～30年度

■事業箇所 殿町通り、稲成丁、弥栄神社

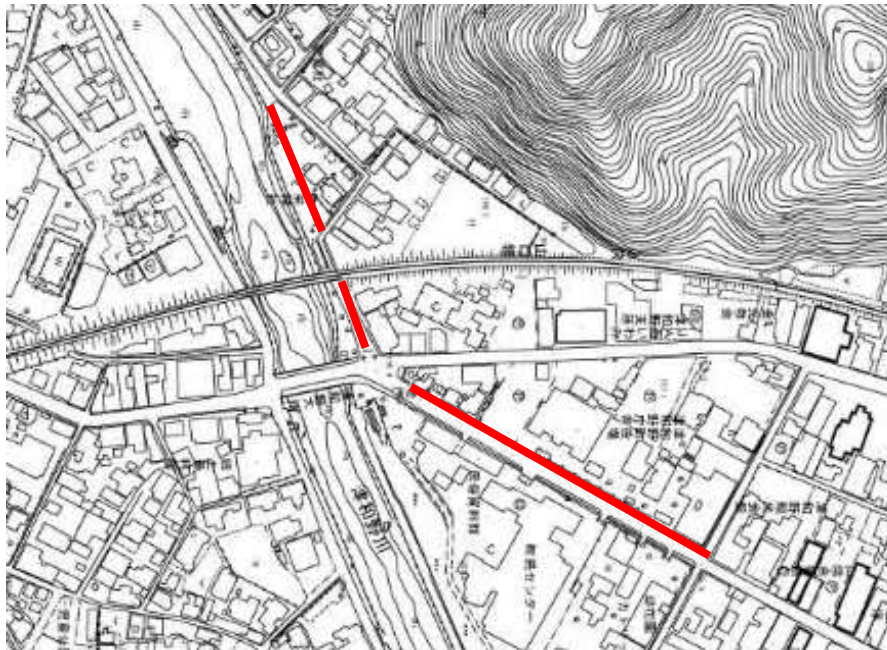


図6-10 事業箇所の位置

■事業概要

○夜の町の魅力化を図るため、夜間の景観照明計画に基づいて街灯を整備する。



照明灯イメージ

■事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

本事業によって、老朽化し、景観阻害要素となっている照明施設を整備することにより、良好な景観の形成や環境の改善につながる。また、町民や宿泊者が夜の歴史的景観のまち歩きを安心・安全に楽しむことができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

3 回遊性の向上と歴史文化ネットワークの構築

番号・事業名 12 旧城下町等サイン整備事業

■事業主体 津和野町

■活用する事業の名称

○社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

■事業期間 平成26年度～27年度

平成30年度～31年度

■事業箇所 重点区域全域



既存の案内板

■事業概要

○重点区域全域において、サイン計画や景観などを踏まえながら、歴史的風致地区全体の案内板、旧城下町や歴史的建造物が集積する区域及び個々の文化財等の説明板、周遊観光や街並み探訪等に資する誘導標識、古くからの地名・町名の表示板等の整備を行う。

○その中では、歴史文化などに関わる情報を提供・発信する設備（多国語音声設備等）についても整備を検討する。

■事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

本事業によって、観光客等への案内・説明機能が強化され、回遊性が高まるとともに、住民はもとより訪れた人々に対し、古くからの地名・町名等を伝えることになり、意識・知識面などから歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

特に住民にとっては、地域への愛着と歴史的環境を大切にすることの醸成につながる。

4 歴史的風致に関わる調査や活動支援及び啓発

番号・事業名 13 伝統行事・民俗芸能支援事業

■事業主体 津和野町

■活用する事業の名称

- 文化財保存事業費関係補助金
- 津和野町単独事業

■事業期間 平成32年度

■事業箇所 津和野町全域（民俗文化財伝承・活用等事業）
重点区域全域（社会資本整備総合交付金）

■事業概要

【文化財保存事業費関係補助金、津和野町単独事業】

○津和野弥栄神社の鷺舞などについては、良好な街なみ形成に資する活動としても位置づけ、関係団体の活動に対する助成を行う。

○未指定文化財である民俗芸能等についても、活動内容などを把握し、その支援を検討する。

○民俗芸能等の調査や記録、情報発信等に取り組む。

【津和野町単独事業（社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討）】

○文化財指定を受けていない民俗芸能等について、その衣装、備品等を収納したり、練習したりする施設などの整備・充実を支援する。



津和野弥栄神社の鷺舞

■事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

本事業によって、民俗芸能等の活動を促進することになり、歴史的街並みや建造物と合わせて、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。